

浜松市社会福祉協議会へ寄付をいただきました皆様へ

寄付金の税額控除制度が一部改正されたことに伴い、個人が浜松市社会福祉協議会へ寄付をしていただいた場合には、今までより減税効果が高くなる可能性がありますので、概要をお知らせします。

1. 所得税の寄付金の取り扱い

〔概要〕

個人が、一定の要件を満たした社会福祉法人へ寄付金を支出した場合、その寄付金について、所得控除または税額控除制度の適用を受けることができます。

(※浜松市社協は一定の要件を満たしているため、県民税・市民税の控除も適用されます。)

○ 税額控除の場合

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{寄付金の合計額と年間所得の 40\%のうち} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{税額控除額}$$

* 控除対象額は、所得税額の 25%を限度とします。

2. 住民税の寄付金の取り扱い

○ 県民税から控除される税控除額

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{寄付金の合計額と年間所得の 30\%のうち} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} \right] \times 2\% = \text{税額控除額}$$

○ 市民税から控除される税控除額

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{寄付金の合計額と年間所得の 30\%のうち} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} \right] \times 8\% = \text{税額控除額}$$

※平成 29 年 1 月 1 日より政令市に住所を有する方の県民税に係る寄付金税額控除における控除率が 4%から 2%になり、市民税に係る寄付金税額控除における控除率が 6%から 8%に改められました。

3. 税務署への申告について

確定申告時に、浜松市社協からお渡しした「寄付金の領収書」と「税額控除に係る証明書(コピー)」(今回この通知とともに送付したもの)を添付し、申告をしてください。

*所得税の寄付金控除を受けるための手続きをすることにより、所得税と住民税の寄付金控除の適用を受けられます。(所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」を記載することとなっていますので、ご注意ください。)